

産業建設常任委員会会議録

平成31年2月27日

宮古市議会

平成31年3月宮古市議会 産業建設常任委員会会議録目次

(2月27日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	4

宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 平成31年2月27日（水曜日） 午前9時30分
場 所 議事堂 委員会室

○

事 件

[付託事件審査]

(1) 議案第28号 宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

出席委員（7名）

佐々木重勝	委員長	藤原光昭	副委員長
小島直也	委員	佐々木清明	委員
伊藤清	委員	高橋秀正	委員
落合久三	委員		

欠席委員（なし）

説明のための出席者

付託事件審査（1）

上下水道部長	中村晃君	経営課長	藤田浩司君
経営係課長	盛合義信君		

議会事務局出席者

事務局長	菊地俊二	主査	小野寺泉
------	------	----	------

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（佐々木重勝君） ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから産業建設常任委員会を開会します。本日は、「議案第28号宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題としています。議案第28号については、去る2月22日に審査を行っておりますが、昨日、本議案に係る正誤表が市長から提出された旨、議長より報告がありました。誤りがあった箇所は、先日の審査の際に高橋委員から指摘があった箇所であります。このことについて、上下水道部から説明があります。よろしくお祈いします。中村上下水道部長。

○上下水道部長（中村晃君） おはようございます。平成31年2月22日に開催されました本委員会の中で、付託事件として審査いただきました上下水道部提案による議案第28号「宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、「原案可決すべきもの」とする審査結果をいただいたところですが、審査終了後、議案の一部に誤りがあったことをご報告しておりました。この件につきまして、昨日付けで議長へ正誤表を提出いたしましたので、お手元の正誤表に基づいて、訂正箇所のご説明を申し上げます。誤りがあったのは、28-3ページ、附則第1項の施行期日に係る部分でございます。施行期日について、「水道法第10条第1項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行する。」としていたところの中で、「厚生労働大臣」を「岩手県知事」とするものでございます。本条例案の施行日は、平成31年3月に予定する川井簡易水道の認可の変更を受けた日とする内容を含むものであり、この認可の変更は、水道法第10条第1項の規定により厚生労働大臣の権限となっております。また、同法施行令第14条第1項において、給水人口が5万人以下の水道事業の認可の変更は、厚生労働大臣の権限に属する事務の一部として都道府県知事が行うものとしております。このことから、川井簡易水道に係る認可の変更については、事業の変更の認可について定めた水道法第10条第1項の規定に基づいて岩手県知事の認可を受けることとなるため、「厚生労働大臣」を、実際に認可を受ける「岩手県知事」とするものでございます。この度は、議案に誤りがりましたこと、お詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

○委員長（佐々木重勝君） 説明が終わりました。ただいまの説明によりますと「水道法第10条第1項の規定では厚生労働大臣の権限となっているが、同法施行令において、給水人口が5万人以下の水道事業の認可の変更は、都道府県知事が行うものとされている。したがって、川井簡易水道に係る認可の変更については、岩手県知事の認可を受けることとなるため、「厚生労働大臣」と記載していたものを、実際に認可を受ける「岩手県知事」とする。」とのことですが。

質疑があれば挙手願います。高橋委員。

○委員（高橋秀正君） 委員長から私の指摘という名前があったもんだがら、最後に一言。ここまで引っ張ってこなくても、最初の申請が岩手県知事でやってんの、わがってるはずでやったはずだ。そして、回答が岩手県知事で来た。それを何で読み替えねえばなんねえが。言ってみれば、俺からみれば屁理屈。自分らが申請したのが最初から間違ってたつづのを隠してんのがと。それは屁理屈で無理がある、ということだけは今後のために言っておきます。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑はございませんか。なければ質疑をこれで終了します。

○委員長（佐々木重勝君） 委員の皆様にお諮りします。当委員会は、付託された議案第28号について2月22日

に審査を行い、全会一致で原案可決すべきものと決定しましたが、審査終了後に当局より議案の誤りについて報告があったことから、再度審査することとしておりました。つきましては、市長から議案第 28 号について正誤表が提出されましたので、ここで改めて審査を行ないたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。

○

付託事件審査（１） 議案第28号 宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） それではただいまから、議案第 28 号「宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例」の再審査を行います。提案理由の説明及び質疑については省略いたします。

○委員長（佐々木重勝君） これから議案第 28 号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第 28 号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は、全会一致で「原案可決すべきもの」と決定いたしました。

お諮りいたします。本日の本会議における議案第 28 号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午前9時39分 終了

○

宮古市議会産業建設常任委員会委員長 佐々木重勝